

長崎労働局発表

平成29年12月12日  
午後6:30解禁

長崎労働局職業安定部職業対策課  
課長 濱村 和久

地方障害者雇用担当官 田中 信二

電話095-801-0042(内線445)

## 「平成29年 障害者雇用状況」の集計結果

～県内の民間企業の実雇用率、障害者雇用数、法定雇用率達成企業割合が過去最高～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

長崎労働局（局長 小玉剛）においては、同法に基づき、雇用義務の対象となる県内の企業・公的機関から毎年6月1日現在の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）の雇用状況について報告を求めています。このたび、平成29年6月1日現在の状況を取りまとめましたので、公表します。

### 【民間企業における雇用状況等】 〈法定雇用率 2.0%〉（対象企業 944 社）

- 1 長崎県内の民間企業の障害者実雇用率は2.26%で、前年に比べ0.05ポイント上昇し、集計開始（昭和52年）以来過去最高。全国の民間企業の障害者実雇用率は1.97%で、当県は全都道府県中9位（昨年10位）。〈P3〉
- 2 雇用義務がある県内企業で雇用されている障害者の数は2,962.5人で、前年より110.5人（3.9%）増加し、集計開始（昭和52年）以来過去最多。  
〈P4, 5〉
- 3 法定雇用率の達成企業割合は60.1%で、前年に比べ1.7ポイント上昇し、現行の法定雇用率となった平成25年以降で最高。  
全国の法定雇用率の達成企業割合は50.0%で、当県は全都道府県中16位（昨年15位）。〈P3〉
- 4 しかしながら、雇用義務のある県内企業944社のうち377社で法定雇用率未達成。  
このため、長崎労働局及び各ハローワークは、企業への啓発・助言・指導を今後とも推進。

5 さらに、平成30年4月からは、精神障害者も雇用義務の対象となり、民間企業における雇用率が2.2%に引き上げられることから、引き続き企業への積極的な周知・広報と雇用支援を推進。

## 【地方公共団体における雇用状況等】 〈P7~10〉

### 1 「県等の機関」（注1）

1 機関を除いて法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.45%（全国2.65%）で前年と変わらず。

### 2 「市・町の機関」（注2）

1 市1町を除いて法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.38%（全国2.44%）で前年に比べ0.02ポイント上昇。

### 3 「県等の教育委員会」（注3）

対象の2機関とも法定雇用率を達成した。全体の実雇用率は、2.23%（全国2.22%）で前年に比べ0.01ポイント低下。

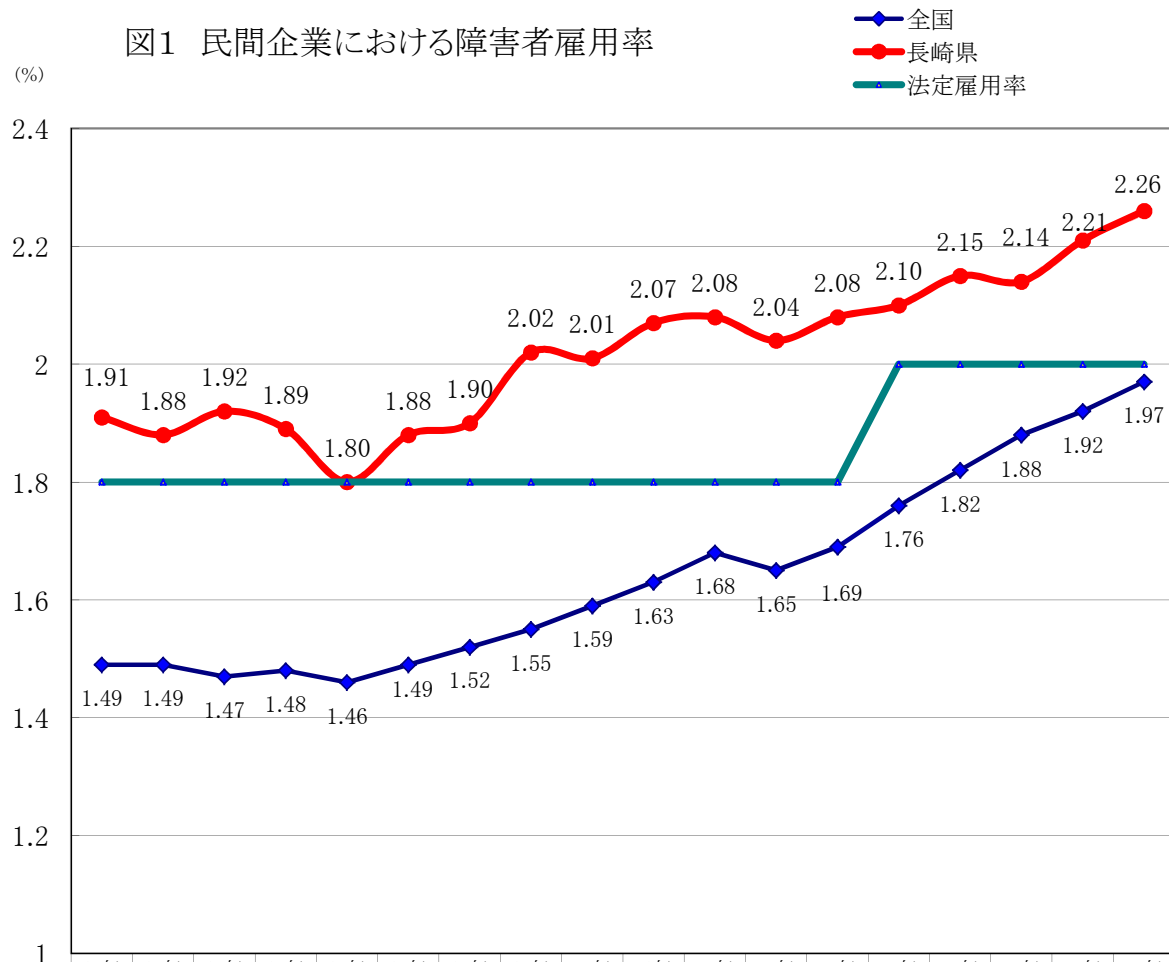
（注1）県の機関（長崎県知事部局、交通局、県警察本部）に、特別地方公共団体たる長崎県病院企業団を加えたもの。法定雇用率はそれぞれ2.3%。

（注2）市町、上・下水道局、交通局、教育委員会（長崎市教育委員会を除く）。法定雇用率はそれぞれ2.3%。

（注3）長崎県教育委員会、長崎市教育委員会。法定雇用率はそれぞれ2.2%。

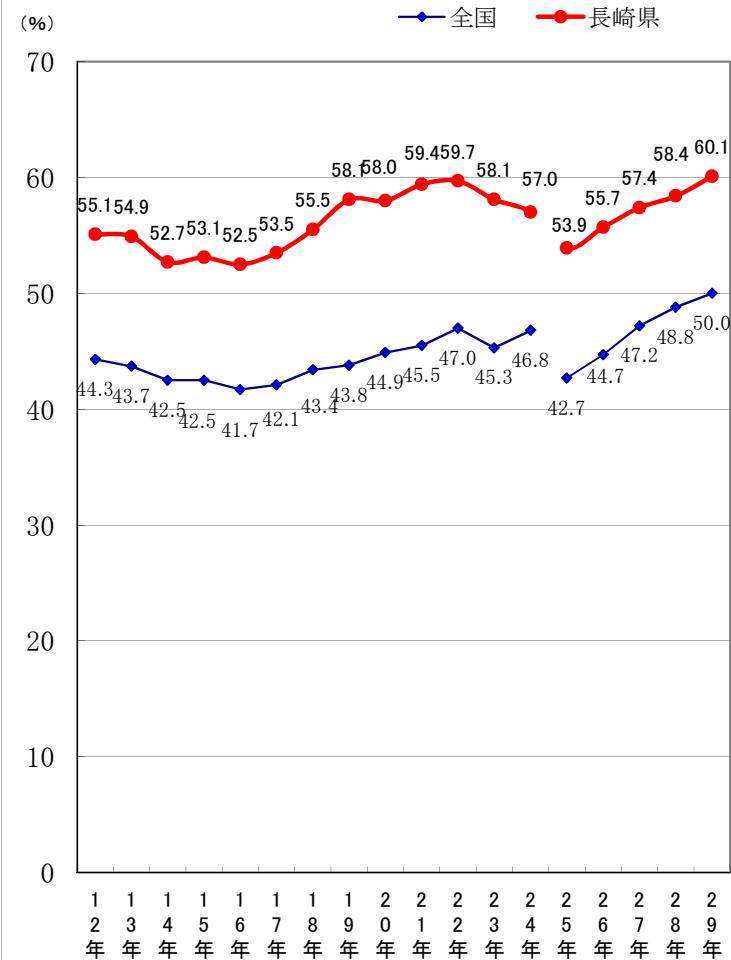
4 県内で、法定雇用率未達成の地方公共団体は、前年に比べ2機関減って3機関。

図1 民間企業における障害者雇用率



◆ 全国	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97
● 長崎県	1.91	1.88	1.92	1.89	1.80	1.88	1.90	2.02	2.01	2.07	2.08	2.04	2.08	2.10	2.15	2.14	2.21	2.26
— 法定雇用率	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

図2 民間企業の法定雇用率達成企業割合



◆ 全国	44.3	43.7	42.5	42.5	41.7	42.1	43.4	43.8	44.9	45.5	47.0	45.3	46.8	42.7	44.7	47.2	48.8	50.0
● 長崎県	55.1	54.9	52.7	53.1	52.5	53.5	55.5	58.6	58.0	59.4	59.7	58.1	57.0	53.9	55.7	57.4	58.4	60.1

## 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

### 1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数は2,962.5人で、実雇用率は2.26%となった。

民間企業（50人以上規模の企業・法定雇用率2.0%）において雇用されている障害者の数は2,962.5人で、前年より3.9%（110.5人）増加した。

このうち身体障害者は1,900.5人（対前年比1.6%増）、知的障害者は879.5人（同7.3%増）、精神障害者は182.5人（同13.4%増）と精神障害者が昨年に続き大幅に増加した。

実雇用率は2.26%（前年は2.21%）、法定雇用率達成企業の割合は60.1%（前年は58.4%）であった。

なお、対象企業数は944社（前年は923社）で、前年より21社増加した。

企業規模別の実雇用率は、500～1000人未満規模企業が最も高く、2.90%となった。

・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で666.5人、100～300人未満で1,180.5人、300～500人未満で402.0人、500～1,000人未満で473.0人、1,000人以上で240.5人と、500～1000人未満企業を除き前年より増加した。

・実雇用率は、50～100人未満で1.99%、100～300人未満で2.33%、300～500人未満で2.14%、500～1,000人未満で2.90%、1,000人以上で2.08%となった。

なお、民間企業全体の実雇用率2.26%と比較すると100～300人未満及び500～1,000人未満企業が上回った。

・法定雇用率達成企業の割合を前年度と比較すると、全規模企業において上回った。

産業別の実雇用率は、医療、福祉（2.59%）が最も高く、製造業（2.52%）、運輸業、郵便業（2.49%）、サービス業（2.34%）が民間企業全体の実雇用率（2.26%）を上回った。

・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」「製造業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」を除いて前年よりも増加、もしくは前年と同じ数となった。

・産業別の実雇用率では、医療、福祉（2.59%）が最も高く、製造業（2.52%）、運輸業，郵便業（2.49%）、サービス業（2.34%）が法定雇用率及び民間企業全体の雇用率 2.26%を上回っている。

未達成企業のうち、68.2%が障害者を一人も雇用していない。

法定雇用率未達成企業（377社）のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業・300社）が法定雇用率未達成企業全体の79.6%となっている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業・257社）は、法定雇用率未達成企業全体の68.2%となっている。

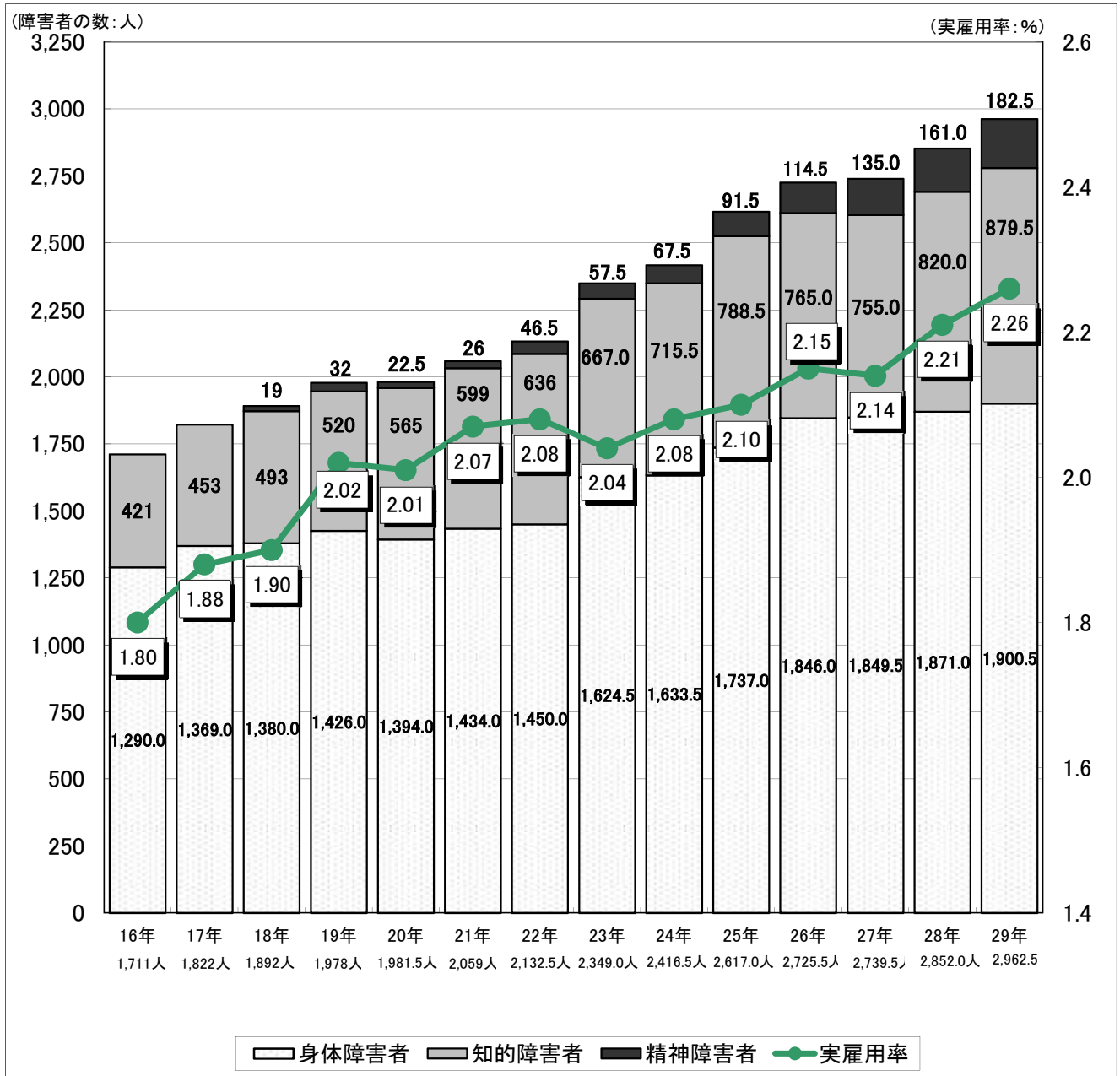
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
一般の民間企業	130,819.0人	2,962.5	2.26%	567/944	60.1%
	(128,782.5人)	[2,544人] (2,852.0人)	(2.21%)	(539/923)	(58.4%)

※ [ ] 内は実人員。以下同じ。

### 図3 民間企業における障害者の雇用状況

#### ●実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

(※精神は平成18年より)



注1：雇用義務のある企業24年まで（56人以上規模の企業）、25年から（50人以上の規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
重度身体障害者である短時間労働者  
重度知的障害者である短時間労働者  
精神障害者  
身体障害者である短時間労働者  
(身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
知的障害者である短時間労働者  
(知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)  
精神障害者である短時間労働者  
(精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

## 2. 地方公共団体における雇用状況

実雇用率は、県等の機関全体は2.45%、市町の機関全体では2.38%となり、法定雇用率2.2%が適用される教育委員会は2.23%であった。

### (1) 県等の機関

県等（特別地方公共団体を含む）の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は147.5人で、前年と比べて減少しているが、実雇用率は2.45%となり、前年と比べて増減なしであった。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県等の機関	6,028.0人	147.5 人	2.45%	3/4	75.0%
	(6,056.0人)	[121人] (148.5人)	(2.45%)	(4/4)	(100.0%)

### (2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は286.5人で、前年より8.5人増加した。実雇用率は2.38%で、前年（2.36%）を上回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	12,032.0人	286.5 人	2.38%	25/27	92.6%
	(11,803.0人)	[217人] (278.0人)	(2.36%)	(23/28)	(82.1%)

### (3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会

2.2%の法定雇用率が適用される教育委員会（県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する一定の市町村の教育委員会）に在職している障害者の数は200.0人で、前年より1.0人減少した。実雇用率は2.23%で、前年（2.24%）を下回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
教育委員会	8,951.0人	200.0 人	2.23%	2/2	100.0%
	(8,988.0人)	[158人] (201.0人)	(2.24%)	(2/2)	(100.0%)

### 3. 特殊法人（地方独立行政法人）における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は39.0人で、前年より6.0人増加した。実雇用率は2.18%で、前年（1.85%）を大きく上回った。

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	1,793.0人  (1,780.5人)	39.0 人  [29人]  (33.0人)	2.18%  (1.85%)	3/4  (2/4)	75.0%  (50.0%)

注1. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

4. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5. ( )内は、前年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6. 県等の機関には、特別地方公共団体（地方公共団体の組合）を含むものである。

7. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.2%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。

8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。



## 公的機関の各機関の状況

### (1) 県の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,721.5	114.5	2.43	2.0	
長崎県知事部局	3,982.5	99.0	2.49	0.0	
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0	
長崎県警察本部	503.0	12.5	2.49	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

### (2) 特別地方公共団体(地方公共団体の組合)の状況 (法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
長崎県病院企業団	1,306.5	33.0	2.53	0.0	

注 特別地方公共団体とは、地方自治法第1条の3により規定されている地方公共団体である。

### (3) 市町の機関の状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	12,032.0	286.5	2.38	4.0	
長崎市	2,493.0	59.0	2.37	0.0	
佐世保市	2,027.0	46.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島原市	492.5	11.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4)
諫早市	838.0	20.0	2.39	0.0	
大村市	905.5	23.5	2.60	0.0	特例認定あり(注4)
平戸市	484.0	9.0	1.86	2.0	特例認定あり(注4)
松浦市	489.0	11.0	2.25	0.0	特例認定あり(注4)
対馬市	419.0	10.0	2.39	0.0	
壱岐市	340.5	8.0	2.35	0.0	
五島市	463.0	11.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4)
西海市	280.0	8.0	2.86	0.0	特例認定あり(注4)
雲仙市	480.5	13.0	2.71	0.0	特例認定あり(注4)
南島原市	340.0	10.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
長与町	228.0	7.0	3.07	0.0	
時津町	157.5	1.0	0.63	2.0	
東彼杵町	89.0	5.0	5.62	0.0	
川棚町	105.0	3.0	2.86	0.0	
波佐見町	82.0	1.0	1.22	0.0	
小値賀町	92.5	2.0	2.16	0.0	
佐々町	103.0	2.0	1.94	0.0	
新上五島町	331.0	8.0	2.42	0.0	
諫早市教育委員会	158.0	4.0	2.53	0.0	
大村市教育委員会	126.5	2.0	1.58	0.0	
対馬市教育委員会	81.5	1.0	1.23	0.0	
壱岐市教育委員会	44.0	1.0	2.27	0.0	
長崎市上下水道局	296.0	8.0	2.70	0.0	
佐世保市交通局	86.0	2.0	2.33	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 市町の機関において、職員数が43.5人未満であり、障害者の雇用義務の発生していない機関については、掲載していない。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
佐世保市	佐世保市教育委員会・佐世保市水道局
島原市	島原市教育委員会
大村市	大村市水道局
平戸市	平戸市教育委員会
松浦市	松浦市教育委員会
五島市	五島市教育委員会
西海市	西海市教育委員会
雲仙市	雲仙市教育委員会
南島原市	南島原市教育委員会

(4) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	8,951.0	200.0	2.23	0.0	
長崎県教育委員会	8,596.0	189.0	2.20	0.0	
長崎市教育委員会	355.0	11.0	3.10	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(5) 地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	1,793.0	39.0	2.18	3.0	
地方独立行政法人長崎市立病院機構	705.0	16.0	2.27	0.0	
長崎県公立大学法人	201.5	5.0	2.48	0.0	
地方独立行政法人北松中央病院	168.0	5.0	2.98	0.0	
地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	718.5	13.0	1.81	3.0	(注4)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 地方独立行政法人佐世保市総合医療センターは、来年1月において算定の基礎となる職員数715.5人、障害者の数は16.0人、実雇用率2.24%、不足数0人となる予定。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |                           |   |   |
|---------------------------|---|---|
| ○ 民間企業                    | { | 一般の民間企業 …………… 2. 0%                     |
|                           |   | （50人以上規模の企業）                            |
|                           | { | 特殊法人等 …………… 2. 3%                       |
|                           |   | （労働者数43.5人以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等） |
| ○ 国、地方公共団体 …………… 2. 3%    |   |   |
| （43.5人以上規模の機関）            |   |   |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2% |   |   |
| （45.5人以上規模の機関）            |   |   |

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## 平成29年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

### <目次>

1	民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）	
(1)	概況	13
(2)	企業規模別の雇用状況	14
(3)	産業別の雇用状況	15・16
(4)	法定雇用率未達成企業における従業員規模別の 障害者不足数階級別割合	17
2	地方公共団体における雇用状況	
(1)	県等の機関（法定雇用率 2.3%）	18
(2)	市町の機関（法定雇用率 2.3%）	19
(3)	法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）	20
3	地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）	21

<詳細表>

1. 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
一般の民間企業 (2.0%)	企業 944 (923)	人 130,819.0 (128,782.5)	人 605 (589)	人 90 (97)	人 1,476 (1,411)	人 373 (332)	人 2,962.5 (2,852.0)	人 343.5 (297.0)	% 2.26 (2.21)	企業 567 (539)	% 60.1 (58.4)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ( )内は前年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
一般の民間企業 (2.0%)	人 2,962.5 (2,852.0)	人 476 (466)	人 58 (56)	人 831 (822)	人 119 (122)	人 1,900.5 (1,871.0)	人 200.0 (163.5)	人 129 (123)	人 32 (41)	人 511 (468)	人 157 (130)	人 879.5 (820.0)	人 98.0 (85.0)	人 134 (121)	人 97 (80)	人 182.5 (161.0)	人 45.5 (48.5)

- 注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ( )内は前年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2)企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 944 (923)	人 130,819.0 (128,782.5)	人 605 (589)	人 90 (97)	人 1,476 (1,411)	人 373 (332)	人 2,962.5 (2,852.0)	人 343.5 (297.0)	% 2.26 (2.21)	企業 567 (539)	% 60.1 (58.4)
50～100人未満	493 (476)	33,469.0 (32,516.5)	145 (128)	24 (24)	305 (274)	95 (77)	666.5 (592.5)	75.5 (59.0)	1.99 (1.82)	266 (252)	54.0 (52.9)
100～300人未満	357 (355)	50,713.0 (50,008.5)	222 (227)	33 (45)	627 (597)	153 (133)	1,180.5 (1,162.5)	135.0 (124.5)	2.33 (2.32)	239 (235)	66.9 (66.2)
300～500人未満	59 (56)	18,765.0 (18,123.5)	80 (68)	10 (11)	212 (206)	40 (38)	402.0 (372.0)	46.0 (38.0)	2.14 (2.05)	38 (33)	64.4 (58.9)
500～1,000人未満	27 (29)	16,319.5 (17,736.0)	108 (125)	18 (14)	208 (231)	62 (64)	473.0 (527.0)	53.5 (52.0)	2.90 (2.97)	17 (16)	63.0 (55.2)
1,000人以上	8 (7)	11,552.5 (10,398.0)	50 (41)	5 (3)	124 (103)	23 (20)	240.5 (198.0)	33.5 (23.5)	2.08 (1.90)	7 (3)	87.5 (42.9)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 2,962.5 (2,852.0)	人 476 (466)	人 58 (56)	人 831 (822)	人 119 (122)	人 1,900.5 (1,871.0)	人 200.0 (163.5)	人 129 (123)	人 32 (41)	人 511 (468)	人 157 (130)	人 879.5 (820.0)	人 98.0 (85.0)	人 134 (121)	人 97 (80)	人 182.5 (161.0)	人 45.5 (48.5)
50～100人未満	666.5 (592.5)	115 (100)	11 (8)	173 (161)	27 (25)	427.5 (381.5)	41.5 (32.0)	30 (28)	13 (16)	104 (87)	46 (32)	200.0 (175.0)	27.0 (18.0)	28 (26)	22 (20)	39.0 (36.0)	7.0 (9.0)
100～300人未満	1,180.5 (1,162.5)	182 (196)	24 (31)	374 (374)	46 (46)	785.0 (820.0)	79.5 (69.5)	40 (31)	9 (14)	194 (173)	71 (57)	318.5 (277.5)	33.5 (32.5)	59 (50)	36 (30)	77.0 (65.0)	22.0 (22.5)
300～500人未満	402.0 (372.0)	72 (62)	6 (7)	131 (126)	18 (22)	290.0 (268.0)	28.5 (23.5)	8 (6)	4 (4)	61 (60)	12 (12)	87.0 (82.0)	12.0 (6.0)	20 (20)	10 (4)	25.0 (22.0)	5.5 (8.5)
500～1,000人未満	473.0 (527.0)	58 (67)	12 (8)	91 (111)	17 (18)	227.5 (262.0)	28.5 (30.5)	50 (58)	6 (6)	97 (104)	22 (21)	214.0 (236.5)	17.5 (16.5)	20 (16)	23 (25)	31.5 (28.5)	7.5 (5.0)
1,000人以上	240.5 (198.0)	49 (41)	5 (2)	62 (50)	11 (11)	170.5 (139.5)	22.0 (8.0)	1 (0)	0 (1)	55 (44)	6 (8)	60.0 (49.0)	8.0 (12.0)	7 (9)	6 (1)	10.0 (9.5)	3.5 (3.5)

注 1(1)②の表と同じ

## (3) 産業別の雇用状況

## ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	944 (923)	130,819.0 (128,782.5)	605 (589)	90 (97)	1,476 (1,411)	373 (332)	2,962.5 (2,852.0)	343.5 (297.0)	2.26 (2.21)	567 (539)	60.1 (58.4)
建設業	34 (35)	3,365.0 (3,471.0)	15 (15)	1 (0)	29 (33)	3 (2)	61.5 (64.0)	3.5 (1.0)	1.83 (1.84)	19 (21)	55.9 (60.0)
製造業	173 (166)	24,909.5 (24,624.5)	144 (149)	11 (12)	314 (305)	27 (25)	626.5 (627.5)	55.0 (65.5)	2.52 (2.55)	115 (114)	66.5 (68.7)
情報通信業	17 (17)	2,038.5 (1,927.5)	10 (9)	0 (0)	15 (14)	2 (2)	36.0 (33.0)	6.0 (2.5)	1.77 (1.71)	9 (11)	52.9 (64.7)
運輸業、郵便業	53 (52)	6,133.0 (6,015.5)	36 (31)	0 (2)	78 (74)	5 (8)	152.5 (142.0)	23.0 (7.0)	2.49 (2.36)	33 (31)	62.3 (59.6)
卸売業、小売業	138 (136)	19,335.0 (19,003.0)	59 (63)	16 (22)	167 (160)	75 (66)	338.5 (341.0)	43.5 (34.0)	1.75 (1.79)	71 (61)	51.4 (44.9)
金融業、保険業	9 (9)	3,030.0 (3,136.0)	17 (17)	0 (0)	21 (22)	1 (0)	55.5 (56.0)	0.0 (5.0)	1.83 (1.79)	5 (5)	55.6 (55.6)
不動産業、物品賃貸業	5 (5)	420.0 (429.0)	2 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5.0 (7.0)	1.0 (2.0)	1.19 (1.63)	1 (2)	20.0 (40.0)
学術研究、専門・技術サービス業	25 (24)	2,398.0 (2,259.5)	11 (11)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	34.0 (34.0)	0.0 (3.0)	1.42 (1.50)	8 (8)	32.0 (33.3)
宿泊業、飲食サービス業	45 (46)	5,167.0 (5,184.5)	10 (11)	9 (8)	57 (42)	44 (43)	108.0 (93.5)	14.0 (18.0)	2.09 (1.80)	23 (24)	51.1 (52.2)
生活関連サービス業、娯楽業	31 (31)	5,415.0 (5,507.0)	20 (13)	2 (1)	75 (67)	7 (10)	120.5 (99.0)	19.0 (16.5)	2.23 (1.80)	14 (11)	45.2 (35.5)
教育、学習支援業	25 (24)	2,789.5 (2,428.0)	16 (15)	1 (1)	13 (11)	0 (1)	46.0 (42.5)	1.0 (4.0)	1.65 (1.75)	13 (13)	52.0 (54.2)
医療、福祉	292 (284)	40,894.5 (39,987.5)	204 (196)	43 (44)	522 (504)	170 (142)	1,058.0 (1,011.0)	123.0 (101.0)	2.59 (2.53)	193 (184)	66.1 (64.8)
複合サービス事業	16 (16)	5,455.5 (5,457.5)	19 (18)	1 (2)	60 (56)	14 (16)	106.0 (102.0)	21.5 (15.5)	1.94 (1.87)	10 (9)	62.5 (56.3)
サービス業	67 (67)	7,961.0 (8,057.0)	37 (36)	5 (4)	95 (93)	24 (17)	186.0 (177.5)	30.0 (22.0)	2.34 (2.20)	45 (40)	67.2 (59.7)
その他の産業	14 (11)	1,507.5 (1,295.0)	5 (2)	1 (1)	17 (17)	1 (0)	28.5 (22.0)	3.0 (0.0)	1.89 (1.70)	8 (5)	57.1 (45.5)

注 1(1)①の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 2,962.5 (2,852.0)	人 476 (466)	人 58 (56)	人 831 (822)	人 119 (122)	人 1,900.5 (1,871.0)	人 200.0 (163.5)	人 129 (123)	人 32 (41)	人 511 (468)	人 157 (130)	人 879.5 (820.0)	人 98.0 (85.0)	人 134 (121)	人 97 (80)	人 182.5 (161.0)	人 45.5 (48.5)
建設業	61.5 (64.0)	14 (14)	1 (0)	23 (27)	3 (2)	53.5 (56.0)	1.5 (1.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	1.0 (0.0)	3 (3)	0 (0)	3.0 (3.0)	1.0 (0.0)
製造業	626.5 (627.5)	110 (115)	6 (8)	168 (167)	7 (12)	397.5 (411.0)	31.0 (44.0)	34 (34)	5 (4)	126 (123)	19 (13)	208.5 (201.5)	17.5 (18.5)	20 (15)	1 (0)	20.5 (15.0)	6.5 (3.0)
情報通信業	36.0 (33.0)	10 (9)	0 (0)	10 (8)	1 (1)	30.5 (26.5)	6.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4 (5)	1 (1)	4.5 (5.5)	0.0 (2.5)
運輸業、郵便業	152.5 (142.0)	35 (30)	0 (2)	71 (70)	3 (7)	142.5 (135.5)	19.0 (6.5)	1 (1)	0 (0)	6 (3)	1 (1)	8.5 (5.5)	2.5 (0.5)	1 (1)	1 (0)	1.5 (1.0)	1.5 (0.0)
卸売業、小売業	338.5 (341.0)	50 (47)	5 (4)	87 (88)	28 (27)	206.0 (199.5)	20.0 (11.0)	9 (16)	11 (18)	62 (54)	26 (24)	104.0 (116.0)	17.5 (16.0)	18 (18)	21 (15)	28.5 (25.5)	6.0 (7.0)
金融業、保険業	55.5 (56.0)	17 (17)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	54.0 (54.0)	0.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (2)	1 (0)	1.5 (2.0)	0.0 (2.0)
不動産業・物品賃貸業	5.0 (7.0)	2 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	5.0 (7.0)	1.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
学術研究、専門・技術サービス業	34.0 (34.0)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	27.0 (27.0)	0.0 (2.0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	0.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (1.0)
宿泊業、飲食サービス業	108.0 (93.5)	8 (9)	3 (3)	23 (23)	4 (8)	44.0 (48.0)	5.0 (9.0)	2 (2)	6 (5)	25 (14)	22 (20)	46.0 (33.0)	7.0 (5.0)	9 (5)	18 (15)	18.0 (12.5)	2.0 (4.0)
生活関連サービス業、娯楽業	120.5 (99.0)	17 (11)	1 (1)	29 (26)	2 (4)	65.0 (51.0)	16.5 (8.5)	3 (2)	1 (0)	39 (34)	1 (2)	46.5 (39.0)	0.0 (4.0)	7 (7)	4 (4)	9.0 (9.0)	2.5 (4.0)
教育・学習支援業	46.0 (42.5)	16 (15)	1 (1)	12 (11)	0 (1)	45.0 (42.5)	0.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)
医療・福祉	1,058.0 (1,011.0)	135 (135)	34 (30)	266 (259)	45 (41)	592.5 (579.5)	58.0 (46.5)	69 (61)	9 (14)	204 (196)	83 (65)	392.5 (364.5)	43.0 (33.5)	52 (49)	42 (36)	73.0 (67.0)	22.0 (21.0)
複合サービス事業	106.0 (102.0)	17 (16)	1 (2)	33 (34)	7 (6)	71.5 (71.0)	15.0 (11.0)	2 (2)	0 (0)	24 (21)	1 (2)	28.5 (26.0)	4.0 (3.5)	3 (1)	6 (8)	6.0 (5.0)	2.5 (1.0)
サービス業	186.0 (177.5)	33 (36)	5 (4)	61 (62)	18 (13)	141.0 (144.5)	24.0 (15.0)	4 (0)	0 (0)	21 (19)	4 (3)	31.0 (20.5)	5.5 (4.0)	13 (12)	2 (1)	14.0 (12.5)	0.5 (3.0)
その他の産業	28.5 (22.0)	4 (1)	1 (1)	16 (15)	1 (0)	25.5 (18.0)	3.0 (0.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	0.0 (0.0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	0.0 (0.0)

1(1)②の表と同じ

その他の産業には、「農、林、漁業」、「鉱業」及び「電気・ガス・熱供給・水道業」「分類不能の産業」が含まれる。



(4) 法定雇用率未達成企業における従業員規模別の障害者不足数階級別割合

区分	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数					③障害者の数が 0人の企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 10人以下	
規模計	377 ( 100.0%)	300 ( 79.6%)	51 ( 13.5%)	18 ( 4.8%)	5 ( 1.3%)	3 ( 0.8%)	257 ( 68.2%)
50～100人未満	227 ( 100.0%)	227 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	212 ( 93.4%)
100～300人未満	118 ( 100.0%)	60 ( 50.8%)	47 ( 39.8%)	9 ( 7.6%)	2 ( 1.7%)	0 ( 0.0%)	45 ( 38.1%)
300～500人未満	21 ( 100.0%)	9 ( 42.9%)	3 ( 14.3%)	5 ( 23.8%)	3 ( 14.3%)	1 ( 4.8%)	0 ( 0.0%)
500～1,000人未満	10 ( 100.0%)	4 ( 40.0%)	1 ( 10.0%)	3 ( 30.0%)	0 ( 0.0%)	2 ( 20.0%)	0 ( 0.0%)
1,000人以上	1 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	1 ( 100.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2. 地方公共団体における雇用状況

(1) 県等の機関 (法定雇用率2.3%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県等の機関	機関 4	人 6,028.0	人 33	人 5	人 70	人 13	人 147.5	人 6.5	% 2.45	機関 3	% 75.0
	(4)	(6,056.0)	(32)	(5)	(74)	(11)	(148.5)	(6.5)	(2.45)	(4)	(100.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ( )内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 長崎県病院企業団は、県の機関ではなく、地方自治法第1条の3第B項によるところの特別地方公共団体(地方公共団体の組合)である。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
県等の機関	人 147.5	人 33	人 5	人 66	人 9	人 141.5	人 6.0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 1.0	人 0.5	人 0.5	人 4	人 2	人 5.0	人 0.0
	(148.5)	(32)	(5)	(67)	(7)	(139.5)	(4.0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(2.5)	(2.5)	(5)	(3)	(6.5)	(0.0)	

注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6. ( )内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
市町の機関	機関 27 (28)	人 12,032.0 (11,803.0)	人 72 (72)	人 3 (4)	人 137 (126)	人 5 (8)	人 286.5 (278.0)	人 15.0 (11.0)	% 2.38 (2.36)	機関 25 (23)	% 92.6 (82.1)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町の機関	人 286.5 (278.0)	人 72 (72)	人 3 (4)	人 129 (116)	人 3 (7)	人 277.5 (267.5)	人 15.0 (9.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (4)	人 1 (1)	人 3.5 (4.5)	人 0.0 (2.0)	人 5 (6)	人 1 (0)	人 5.5 (6.0)	人 0.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会（法定雇用率2.2%）

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
教育委員会	機関 2	人 8,951.0	人 42	人 0	人 116	人 0	人 200.0	% 2.23	機関 2	% 100.0
	(2)	(8,988.0)	(43)	(0)	(115)	(0)	(201.0)	(2.24)	(2)	(100.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
教育委員会	人 200.0	人 42	人 0	人 115	人 0	人 199.0	人 0.0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0.0	人 0.0	人 1	人 0	人 1.0	人 0.0
	(201.0)	(43)	(0)	(113)	(0)	(199.0)	(1.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計  A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規 雇用分
地方独立行政法人	法人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	4	1793.0	10	0	19	0	39.0	7.0	2.18	3	75.0
	(4)	(1,780.5)	(9)	(0)	(15)	(0)	(33.0)	(4.0)	(1.85)	(2)	(50.0)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数						③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の身体障 害者	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以 外の知的障 害者	d. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	e. 計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障 害者である 短時間労働 者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
地方独立行政法人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	39.0	9	0	12	0	30.0	4.0	1	0	3	0	5.0	0.0	4	0	4.0	3.0
	(33.0)	(8)	(0)	(11)	(0)	(27.0)	(3.0)	(1)	(0)	(3)	(0)	(5.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(1.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

事業主のみなさまへ

## 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

### 留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### 留意点

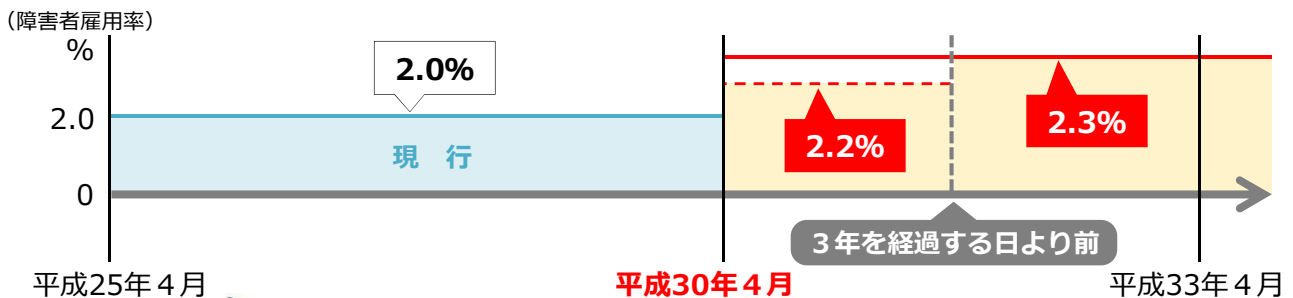
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

#### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前<sup>※</sup>に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

<sup>※</sup> 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

<sup>※</sup> 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

### Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものはありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

## 平成29年秋

## 開講のお知らせ

# 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

### 養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への  
出前講座もあります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、  
精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、長崎労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

TEL：095-801-0042 FAX：095-801-0043

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。

また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク